

養育医療の給付について

養育医療とは、つくば市に住民登録のある母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、医療費の給付を行うものです。

この制度はお子様の入院中に手続きが必要となりますのでご注意ください。

◆対象費用：入院医療費、食事代 ※退院すると利用できません。

◆保護者負担金：入院1日あたり300円、1か月上限3,000円

例：4月1日出生、その後6月8日まで入院した場合の保護者負担金

4月分…3,000円（上限額適用）

5月分…3,000円（上限額適用）

6月分…2,400円（300円×8日間）

合計 8,400円

※高所得の方など一部の方には、食事療養費を負担していただくことがあります。

◆納入通知書：入院から3か月ほど遅れて市役所から届きます。必ずご入金ください。

◆養育医療の流れ：

1 必要書類（裏面参照）をつくば市こども未来センターまで提出してください。

↓ 1週間～10日間

2 市役所から申請者（保護者）あてに「養育医療券」が届きます。

↓

3 「養育医療券」は医療機関に提出してください。

↓

4 2～3か月遅れて、毎月市役所から申請者（保護者）あてに保護者負担金の「納入通知書」が届きます。

↓

5 納入期限までに保護者負担金をお支払いください。

※養育医療券交付後に入院医療機関や、氏名、住所、保険者の名称、被保険者の記号・番号、医療福祉費受給者証（マル福受給者証）等に変更がある場合にはつくば市こども未来センターにご連絡ください。

問合せ先

つくば市こども未来センター

住所：つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所 2階42番窓口

電話：029-883-1111（代）

養育医療の申請に必要な書類

1. 養育医療給付申請書

- ・原則、申請者と扶養義務者は同じ。健康保険等で乳児を扶養する者としてください。

2. 養育医療意見書

- ・主治医に記入を依頼してください。

3. 世帯調書

- ・養育医療を受給する乳児と生計を共にしている方全員を記入ください。

例…乳児本人・父・母・兄弟姉妹・祖父母

4. 同意書

- ・養育医療を受給する乳児の属する世帯構成、扶養義務者の税情報、医療福祉費支給制度の受給資格について公簿を照会するための同意書です。

- ・養育医療を受給する乳児の扶養義務者全員の方の自筆で記入ください。

※扶養義務者： 父母・祖父母・養父母・兄弟姉妹（18歳未満で未就業の方は除く）等

5. 保険者の名称、保険者番号、被保険者の記号・番号の確認ができるもの

- ・お子様か扶養義務者の情報が必要になります。

※令和6年12月2日から健康保険被保険者証が新規交付・再交付がされず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。それに伴いマイナポータルか保険者から交付された資格確認書を窓口で提示していただく必要がありますので、ご準備をお願いします。

6. 市町村民税課税証明書

- ・課税基準日につくば市に住所登録がある等、省略可能な場合があります。

7. 委任状

- ・医療費給付に一部小児マル福を充当します。扶養義務者に代わってこども未来センターがマル福を利用することへの委任状です。

8. 医療福祉費支給申請書

- ・保護者の自己負担金の一部に小児マル福を充当するための申請書です。

- ・医療福祉費受給者証交付申請とは異なりますので、お子様の健康保険情報が確認できるものができたら速やかにマル福の申請をしてください。毎月の医療費の支払いに必要なため、入院月分の枚数をご記入ください。

9. 扶養義務者及び乳児本人のマイナンバー（個人番号）確認書類

- ・マイナンバー通知カードの場合には、顔写真付き公的証明書（運転免許証など）も必要です。申請者のご本人確認と申請書記載事項確認のため、窓口で提示をお願いします。